
厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の
機能条件と支援政策に関する研究
－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析－

平成21～22年度 総合研究報告書

研究代表者 松本 典子

平成23（2011）年 3月

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の
機能条件と支援政策に関する研究
－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析－

平成21～22年度 総合研究報告書

研究代表者 松本 典子

平成23（2011）年 3月

目 次

I. 総合研究報告

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究 --- 1

研究代表者 松本 典子 (駒澤大学経済学部講師)

研究分担者 西村万里子 (明治学院大学法学部教授)

同 上 橋本 理 (関西大学社会学部准教授)

同 上 吉中季子 (大阪体育大学健康福祉学部講師)

(資料1) インタビュー対象団体一覧

(資料2) インタビュー調査依頼書

(資料3) インタビュー項目

II. 研究成果の刊行に関する一覧表 ----- 14

III. 研究成果の刊行物・別刷 ----- 15

1. 松本 典子・西村 万里子・橋本 理・吉中 季子「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題ー障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に」『駒澤大学経済学論集』41巻3号、2010年3月、45~80頁。
2. 橋本 理「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ (W I S E) とは何かーその背景、動向と課題」『協同の発見』209号、2009年12月、33~41頁。
3. 松本 典子「日本におけるワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状 (財) ヤマト福祉財団の事例から」『協同の発見』209号、2009年12月、42~46頁。
4. 橋本 理「労働統合型社会的企業とは何かー欧米の動向と日本への示唆」『連合総研レポート (DIO) 』250号、2010年6月、4~7頁。
5. 松本 典子「日本における労働統合型社会的企業の傾向と類型」『連合総研レポート (DIO) 』250号、2010年6月、8~10頁。
6. 吉中 季子「労働統合型社会的企業としてのホームレス関連団体の現状と課題」『連合総研レポート (DIO) 』250号、2010年6月、12~13頁。
7. 松本 典子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業ー台湾の事例」『協同の発見』222号、2011年1月、18~22頁。
8. 橋本 理「『労働統合型社会的企業』論の展開ー韓国の事例から」『関西大学社会学部紀要』42巻3号、2011年3月、83~102頁。

I. 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

総括研究報告書

ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究

研究代表者 松本 典子 （駒澤大学経済学部講師）
研究分担者 西村万里子 （明治学院大学法学部教授）
同 上 橋本 理 （関西大学社会学部准教授）
同 上 吉中季子 （大阪体育大学健康福祉学部講師）

研究要旨

【研究目的】

本研究は、「労働市場への統合を目指す社会的企業（W I S E）」の実態調査を行い、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの促進に必要な政策提起を目的とする。

【研究方法】

第1に、日本のW I S Eの現段階での活動状況を詳細に示す。ここでは、①東京圏と関西圏におけるW I S Eの概数および活動形態・分野（W I S Eのマッピング）と、②障害者支援およびホームレス支援に取り組むW I S Eの活動の意義と課題を分析する。現段階では、日本のW I S Eに関する基礎データがなく、都市部（東京圏と関西圏）のW I S Eの基礎データを構築することは意義深い。また、喫緊の課題である障害者支援およびホームレス支援に焦点をあて、効果的なW I S Eの機能条件と支援策を示すことは就労による自立支援の具体的な道筋を示すこととなる。具体的には、東京圏と関西圏に存在するW I S Eの一覧作成、先駆的団体のインタビュー調査を行う。

第2に、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの取り組みが進む韓国および台湾の実態調査を行い、W I S Eの「成功要因」と「失敗要因」を明らかにする。具体的には、韓国および台湾のW I S E支援団体や先駆的団体のインタビュー調査により、W I S Eの効果的支援策を抽出する。単なる事例分析にとどまらず、W I S Eの日本型モデル構築に必要な条件（経営課題、法体系、地域資源の活用方法等）を示す分析を進める。韓国および台湾を対象として取り上げた理由は、その制度的背景や比較の基礎となる条件に日本との類似性があり、W I S Eの日本型モデル構築に有益と考えるからである。

第3に、以上の調査をもとに、W I S Eの日本型モデル構築に向けて、経営学・経済学・法学・社会学・社会福祉学の観点から分析し、その条件整備に必要な社会保障政策および社会福祉政策を明らかにする。

なお、実証研究では倫理面に細心の注意を払う。

【研究結果】

平成21年度は、政策形成の前提となる日本におけるW I S Eの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と関西圏）を対象にW I S Eの活動形態・活動分野を考察した。その上で、日本の先進事例への訪問インタビュー調査を行い、活動の阻害要因、求められる支援シ

システムを検討してきた。

平成22年度は、韓国および台湾W I S Eの先駆的団体や支援団体へのインタビュー調査を行って国際比較をすることにより、日本型W I S Eのモデル構築に必要な制度や政策の分析を行った。また、中小企業家同友会の障害者部会やきょうされんなどから障害者支援分野で積極的に事業を行っている団体に関する情報を得てインタビュー調査を行い、前年度の基礎データを補強することができた。

【考察・結論】

日本のW I S Eは、資金調達・確保の困難性に直面している。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは社会的弱者も含めて全員の生活を保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、W I S Eが多数出現するようになれば、労働統合の対象者に対する就労支援だけでなく生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになるだろう。W I S Eの包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体が持続的に発展できるような、5年、10年先を見据えた支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

国際比較研究からは、韓国では社会的企業育成法がもたらす効果（例えば社会的企業への人件費補助やコンサルティング等の支援）や政府の優先購買制度の在り方、台湾では障害者支援を行う社会的企業への政府の政策等に関する知見を得ることができた。日本でも社会的事業所制度や協同労働の協同組合法などの制定が目指されているが、社会的企業を支援する制度をますます拡充していくことがソーシャル・インクルージョンの促進には欠かせない。

A. 研究目的

本研究は、「労働市場への統合を目指す社会的企業 (Work Integration Social Enterprise:W I S E)」の実態調査を行い、W I S Eによるソーシャル・インクルージョンの促進に必要な政策提起を目的とする。

欧州ではW I S Eによる労働市場への統合が展開され、その実証的研究が進められている。Nyssens, M. eds. [2006] *Social Enterprise*, Routledgeは、W I S Eの実態調査を行い、文化的な背景や法人形態の状況、支援政策のあり方も踏まえた研究をしている。また、韓国では、2006年に社会的企業育成法が成立し社会的弱者を社会に包摂する活動が行われている。

現在、わが国でも社会的排除に関する研究が増加し、社会的企業の役割が注目されている（福原宏幸編著 [2007] 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、など）が、W I S Eに直接的に焦点を絞った研究は少なく、労働市場への統合を通じたソーシャル・インクルージョンを目的とするW I S Eの日本型モデルの構築を提起する調査研究が必要である。

本研究では、わが国におけるW I S Eの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と関西圏）を対象にW I S Eの概数および活動形態・活動分野について明らかにする。この作業により政策形成の前提となる基礎データを得る。そのうえで、日本での先進事例で

ある団体のインタビューを行い、活動の阻害要因、求められる支援システムを明確化する。とりわけ、障害者支援およびホームレス支援の団体に焦点をあて、W I S E の効果的機能化の条件を明らかにする。また、本研究では、韓国および台湾のW I S E の取り組みも実態調査し、その成功要因と失敗要因を明らかにし、W I S E の効果的な支援策を探る。韓国および台湾を対象として取り上げた理由はアジア圏の中で日本との類似性がみられるからである。

W I S E の分析には、法体系および社会保障政策のあり方、地域資源の活用が重要である。本研究は、経営学・経済学・法学・社会学・社会福祉学など多面的な角度からW I S E の機能条件と支援政策を示す。

B. 研究方法

本研究は、研究目的を確実に達成するため、4つのステージ（平成21年度前半、平成21年度後半、平成22年度前半、平成22年度後半）を定めて、7つの検討項目を設定した。

検討項目① 国内外のW I S E の文献・資料の整理（平成21年度前半実施）

既存の文献・資料の渉猟をほぼ終えているので、W I S E に関する新刊や最新の資料の収集を続け、W I S E の国内外の最新の動向について分析する作業が中心となる。

検討項目② 日本のW I S E の現状把握（基礎データの作成）〈W I S E のマッピング〉（平成21年度前半実施）

都市部（東京圏と関西圏）に焦点をあて、W I S E の概数および活動形態・活動分野を明らかにする。方法としては、コミュニティビジネス支援の対象となっている団体一覧やN P O 法人の支援組織のダイレクトリー

における就労支援・職業訓練に携わる団体、作業所や障害者支援団体、ホームレス支援団体のネットワークの情報などを活用し、障害者支援およびホームレス支援に関する労働市場への統合に向けた様々な取り組みを網羅した事業活動の一覧を作成する。職業訓練や生活支援などに取り組む就労支援型の団体と、社会的に排除されるリスクが高い人々を積極的に雇い入れている雇用促進型の団体に分類し、活動形態や支援対象者数などの指標を組み込んだW I S E の基礎データ作成を行う。研究代表者および分担者がこれまで構築してきたネットワークを活用することにより、東京圏と関西圏における現場の動向について詳細な現状把握を行う。

検討項目③ 日本の先駆的団体へのインタビュー調査の実施（平成21年度後半実施）

検討項目②で作成した一覧をもとに、W I S E の機能が効果的に発揮されている先駆的な活動を抽出し、W I S E のおかれている現状について、経営課題・組織特性・地域資源の活用・行政との関わりなどに関する質問を行い、W I S E の機能条件と活動の阻害要因を明らかにする。W I S E が効果的にソーシャル・インクルージョンを促進するために必要な条件とは何かを探る。東京圏と関西圏における障害者支援W I S E とホームレス支援W I S E（計20団体を予定）を対象としたインタビュー調査を実施する。必要に応じて、東京圏・関西圏以外でも、追加インタビュー調査を実施する。検討項目②と③を踏まえて、平成21年度末に、中間報告書を作成する。

④ 韓国・台湾のW I S E 支援団体および先駆的団体へのインタビュー調査（平成22年度前半実施）

韓国と台湾のW I S Eおよび関連機関においてインタビュー調査を実施し、日本型モデルの構築を念頭において、W I S Eの成功要因と失敗要因を明らかにする。現地のW I S Eに関するネットワーク組織が有する情報を活用し、調査対象団体を選定する。例えば、韓国においては、障害者支援W I S E（社会的企業育成法に基づく組織）および中間支援団体（計8団体を予定）からインタビュー調査を行う。インタビュー調査においては、文化的な背景の違い、W I S Eをめぐる法人形態の整備状況、支援政策・制度のあり方に注意を払う。

検討項目⑤ 日本のW I S Eに対するインタビュー調査（平成22年度前半実施）

日本の先駆的団体へのインタビュー調査および海外調査に基づいて調査票を作成し、東京圏と関西圏の団体を対象とした調査を行う。調査では、経営課題・組織特性・地域資源の活用・行政との関わりなどに関する質問を行い、W I S Eの機能条件と活動の阻害要因について一般化できる点は何かを抽出する。また、先駆的団体によるインタビュー調査結果との違いを分析する。

検討項目⑥ 日本型モデルの構築に必要なW I S Eの機能条件と支援政策の提示

上記の調査をもとに、W I S Eの日本型モデル構築に向けて、学際的な観点から分析し、その条件整備に必要な施策を明らかにする。

検討項目⑦ 報告書の作成

調査研究をとりまとめた研究報告書を作成する。

※倫理面への配慮

本研究ではインタビュー調査を実施するため、事前に相手方に調査の趣旨について同意を

得るとともに、個人情報の取り扱いには万全を期する。調査のアポイントメントをとる段階において、「当日お伺いした内容については、報告書作成等の研究目的に使用します」という旨の文書を必ず添付して、相手方の人権を尊重・保護して、同意・協力を得る。調査記録や録音媒体等の情報は申請者が厳正に管理し、本人の承諾なく外部に公開することは決して行わない。

C. 研究結果

平成21年度の研究では、主に検討事項①～③に取り組んだ。政策形成の前提となる日本におけるW I S Eの基礎データを作成するため、都市部（東京圏と関西圏）を対象にW I S Eの活動形態・活動分野を考察した。その上で、日本の先進事例への訪問インタビュー調査を行い、活動の阻害要因、求められる支援システムを検討してきた（松本・西村・橋本・吉中[2010]）。とりわけ本研究では、障害者支援およびホームレス支援の団体に焦点をあて、W I S Eの効果的機能化の条件を明らかにしている。

平成22年度の研究では、主に検討項目④～⑦に取り組んだ。韓国および台湾W I S Eの先駆的団体や支援団体へのインタビュー調査を行って国際比較をすることにより、日本型W I S Eのモデル構築に必要な制度や政策の分析を行った。また、中小企業家同友会障害者問題委員会やきょうされんなどから障害者支援分野で積極的に事業を行っている団体に関する情報を得てインタビュー調査を行い、平成21年度の基礎データを補強することができた。

D. 考察

<平成21年度の考察>

W I S Eという概念を用いるうえで導き出される論点を考察した。1つは、各事業組織の資源の動員についての問題であり、もう1つは当事者の働き方に関わる問題である。

(1) 各事業所の資源動員に関する問題

W I S Eに類する事業組織の経営環境を考えるうえで行政とのかかわりや制度面が大きな影響力を持っていることが指摘できる。具体的には、障害者やホームレスの仕事の場をつくりだすうえで、行政からの事業委託や指定管理者としての事業の実施が、事業活動において重要な位置を占める例が多いことがあげられる。また、本研究で事例として取り上げた事業所は、教育訓練や実習など職業能力開発の場として活用されていることも多かった。ここで指摘される問題点としては、事業の入札や指定管理者の選定において仕事の単価が下げられるなど競争が厳しい状況があり、仕事の確保の前提となる事業の継続性の基盤が不安定な状況がみられることがあげられる。もちろん、例えば、総合評価入札のように就職困難者等を積極的に雇用している事業者が評価される仕組みが取り入れられている場合もあるが、実際のところ、事業者側は委託事業や指定管理者制度のもとでの事業を継続的に実施できるかどうか不安を感じながらの運営を余儀なくされている場合が多い現状がある。そして、当然ながら、そのような不安定さの矛先は当事者にも向かうことになる。W I S Eに類する事業組織のなかには、独自の仕事づくりを試みて成果をあげている事例もあるが、それらの試みによる仕事の創出の数は現段階では限定的であるものといわざるをえない。したがって、社会全体としては、W I S Eの範疇に入る事業組織の持続的な運営を可能にするために、行政による事業の委託のあり方についての検討が必要となろう。

なお、本研究で取り上げた事例からいえば、それぞれの事業者は、当然のことながら事業をどのように成り立たせるかといった現実には迫られてはいるものの、他方でそれぞれの事業者が掲げる理念に則ったかたちで就職困難者の働く場を作り出したり、ともに働く場を生み出してきているという特徴がある。各事業者は採

算面のみにとらわれるのではなく、現場の実情に即しながら理念と採算の狭間で苦心するなかで事業に取り組んでいることは銘記されるべきである。

(2) 当事者の働き方に関わる問題

障害者の場合に最も端的に表れる問題だが、当事者がどのような働き方の仕事に就くかについては、様々なパターンがみられることが指摘できる。具体的には、雇用関係を結ぶ場合、実習や訓練生として仕事の場を提供する場合、福祉的就労として働く場をつくりだす場合などである。現実には様々なかたちでの仕事の場が生み出されており、それは現状の制度や事業環境に対応する各事業所の工夫によるものである。また、当事者が抱える様々な就労阻害要因をうまく克服する配慮がそれぞれの事業者で働く人々の働き方をかたちづけている現状がある。本研究で取り上げた事例のみから、各事業者の試みを一般化したかたちで分類することは難しいが、E U各国のW I S Eの分類においても (Davister, C., Defourny, J. and Gregoire, O. [2004] "Work Integration Social Enterprises in the European Union: An Overview of Existing Models", *EMES Working Papers* (no. 04/04)), 当事者がどのような立場で仕事に就いているかは、分類するうえでの指標として重視されており、それらの先行研究を踏まえて、日本における種々の労働統合に関わる事業を類型化していくことは今後の重要な課題の1つと指摘できよう。そして、その類型化の試みは現場の実情に即したものでなければならず、今後より詳細な実態分析が求められていよう。

本研究では、障害者およびホームレスを中心とした就職困難者を対象とする諸事業に着目したが、不安定雇用の増大や若年層の雇用をめぐる状況の悪化が指摘されるなか、今後はますますW I S Eという存在への期待が高まることが予想される。実際のところ、本研究で扱っ

た事業組織のなかにも、就労阻害要因を抱えた若者を受け入れている事例もみられており、現場の実態把握とそれに即したW I S E概念の分析を深めることが必要となろう。

<平成 22 年度の考察>

韓国では社会的企業育成法がもたらす効果（例えば社会的企業への人件費補助やコンサルティング等の支援）や政府の優先購買制度のメリットがあるという知見を得たが、現場においては補助金や優先購買に依存せざるをえない実態も一部で生じていた。W I S Eの価値が社会的なミッションの追求を持続的な事業を通じて実現することにあるとすれば、市場の資源に依存する状況は、社会的なミッションを損なうかたちで事業を持続するか、事業の持続を断念するかというジレンマに陥る可能性を強める。制度のあり方はW I S Eが果たす機能に影響を与えるため、制度や政策とそれに影響を与える市民運動の持つ意義との関わりからW I S Eを理解することが必要である。

台湾では障害者支援を行う社会的企業への政府の政策等に関する知見を得ることができた。規模の違いはあれいくつかの団体は、毎年一定数の一般就職が実現している点で評価できる。職業訓練に重点を置き、労働市場との統合を視野に入れながら、一般雇用を実現している。これは単に団体だけの努力だけでなく、企業や政府などと団体との連携によるもので、雇用と求人のニーズとのマッチングがなされている結果であるといえる。

日本では、韓国やヨーロッパなどと比較すれば、社会的企業（W I S E）に対する政府の制度的な支援は少ない状況にある。障害者の就業支援を行う社会的企業が社会性と企業性を担保しながら市場競争の中で事業活動を継続するには、職業訓練に対する直接的な人件費補助や生活支援補助など、政府による制度的支援の拡充が求められる。また、単に事業組織レベル

での社会的機能と事業手法のみからW I S Eに着目するのではなく、国の政策や経済のおよび社会的な諸課題との関わりからW I S Eの存在を捉え直すことが必要であるという認識が、日本においても必要である。すなわちW I S Eを社会的経済の文脈のなかに位置づけていくことが重要である。

平成 22 年度の日本における訪問インタビュー調査からW I S Eの発展には、事業者や行政など地域のアクターとの連携が重要な鍵であるし、経営管理の重要性も高まることになった。また、障害者の生活や就労支援を実現する事業活動を進めるうえで、環境問題をはじめとした他の社会的課題に取り組む事業活動を組み合わせることも有効であった。

ただし、現時点で多くのW I S Eにおける事業性・企業性の実現は、公的な制度基盤と自主事業収入の組み合わせによって達成できていることを忘れてはならない。組織の事業性・企業性の展開には公的制度基盤の存在とそれらの内容改善の重要性を認識することが必要である。また、例えば福祉分野の「社会的企業」にとっては介護報酬の低さに派生する人材不足などの問題も少なくなく、介護保険制度や障害者自立支援法などW I S Eに関する周辺の支援制度の見直しも欠かせない。

E. 結論

日本におけるW I S Eも、活動分野・目的・形態などの面で多様であった。試論的ではあるが、今回取り上げられなかった事例も含めてその機能に基づき日本のW I S Eを類型化すれば、その活動形態は2つに大別することができる。第1に、自組織における就業・就労訓練を通じ就労困難者を労働市場に統合することを課題とする支援型のW I S E（活動形態：支援型）であり、従来の中間（支援）組織に該当するNPO（例えば、NPOサポートセンター）や

協同組合（各種生協など）がこの役割を担っている場合も少なくない。第2に、自組織に働く場を創出し、就労困難者を労働市場に統合することを課題とする雇用創出型のW I S Eである。後者はさらに、就労困難者を自組織に積極的に雇用する雇用型組織（活動形態：雇用型）および就労困難者が持つ専門性を活かし仲間とともに働く場を創出する協同・起業型組織（活動形態：協同・起業型）に分類できる。事業組織のなかには、これらの機能のいくつかを併せ持つものもある。重要なことは、こうした活動形態に沿って各々の団体に必要な政策支援を充実させていくことにある。

本研究では障害者を支援するW I S Eに焦点を当て、その特徴と課題を論じる。

（1）支援型

支援型W I S Eと位置づけられるN P O法人共同連は2004年の第22回全国大会において「社会的事業所」制度作りという新たな目標を掲げ障害者支援を行っている。滋賀県では2005年4月に社会的事業所制度が成立し、同様に支援型W I S Eとも位置づけられるおおつ働き・暮らしセンターは、社会的事業所等の設立・支援を行い、相談や行政との仲介機能の役割を担っている。

支援型W I S Eは、障害者の自立には就労支援だけではなく生活支援などを含めた総合的な支援が必要であることを痛感していることが少なくない。しかし、W I S Eだけでは実現できない課題も少なくないため、政府や行政による長期的な視点に立った総合的な支援が求められており、また地域コミュニティの理解や支援も今以上に必要となるであろう。

（2）雇用創出型（雇用型と協同・起業型）

雇用型W I S Eと位置づけられるヤマト福祉財団では、1998年6月にヤマト運輸株式会社とともに株式会社スワンを設立し、1998年6月にスワンベーカリー銀座店、2001年11月に赤坂店、2002年10月にスワンカフェ銀座店を

開設し、パン等の製造・販売に障害者を雇用している。同様に雇用型W I S Eとも位置づけられるN P O法人わっぱの会では、無添加パン「わっぱん」や洋菓子の製造・販売を通じて障害者を雇用している。

協同・起業型W I S Eとも位置づけられるワーカーズ・コープは、働く人々が出資をして民主的に経営し人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合であり、その1つの事業体である奈良西事業所は立地する吉田病院の清掃業務を受託したり、奈良公園地下歩道などの清掃事業を行政から受託するなど組合員と障害者らが自主的に事業を創出している。

雇用創出型W I S Eの中でも協同・起業型は、行政の委託事業を受託する必要性からやむを得ずN P O法人格を取得し雇用形態をとっている場合もあるが、そもそも雇用/被雇用関係を望まないワーカーズ・コープ/コレクティブにとっては組織理念との矛盾が生じることになる。現状では労働者全てが出資し経営し働くことを求めて協同・起業型W I S Eを形成したくともその理念に当てはまる法人格（イタリアの社会的協同組合B型や韓国の社会的企業育成法のようなもの）がないために、現在「協同労働の協同組合法」の法制化が目指されている。

以上において考察した両類型に共通する課題は資金調達・確保の困難性である。積極的に事業を開拓している組織もあるが、自主事業収入のみでは障害者も含めて全員の生活を保障できないことも少なくない。したがって、行政の委託事業や指定管理者制度、社会的事業所制度の補助金収入などに頼らざるを得ない現実を否定できないが、総収入に占める割合が増えるほど行政の意向に左右されやすいという課題に直面する。今後、W I S Eが多数出現するようになれば、支援型/雇用創出型に関わらず、労働統合の対象者に対する就労支援だけではなく生活支援も含めた包括的かつ継続的な支援の役割を担うことが求められるようになる

だろう。W I S E の包括的・継続的な運営を可能にするためには、行政の委託や補助金のあり方を検討することも含めて、社会的企業全体が持続的に発展できるような5年、10年先を見据えた支援体制を整備することがますます重要になるであろう。

国際比較研究からは、韓国では社会的企業育成法がもたらす効果(例えば社会的企業への人件費補助やコンサルティング等の支援)や政府の優先購買制度の在り方、台湾では障害者支援を行う社会的企業への政府の政策等に関する知見を得ることができた。日本でも社会的事業所制度や協同労働の協同組合法などの制定が目指されているが、社会的企業を支援する制度をますます拡充していくことがソーシャル・インクルージョンの促進には欠かせない。

F. 研究発表

1. 論文発表

(1) 松本典子・西村万里子・橋本理・吉中季子「ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題—障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に」『駒澤大学経済学論集』41巻3号、2010年、45~80頁

(2) 松本典子「日本におけるワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状—

(財)ヤマト福祉財団の事例から」『協同の発見』209号、2009年、42~46頁。

(3) 西村万里子・塚本一郎、Chapter 8 Japan、Social Enterprise Global Comparison (J. Kerlin ed.)、2009年、163~183頁。

(4) 橋本理「EUにおける労働統合を目的とした社会的企業(ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ)の動向—社会的企業論の批判的検討から」『関西大学社会学部紀要』41巻1号、2009年、37-62頁。

(5) 橋本理「ワーク・インテグレーション・

ソーシャル・エンタープライズ(W I S E)とは何か—その背景、研究動向と課題」『協同の発見』209号、2009年、33~41頁。

(6) 吉中季子、The Mother and Child Household in the Working Poor Class: The Realities of the Past and Present、『大阪体育学健康福祉学部紀要』7号、2010年、

(7) 吉中季子「デンマークにおけるドメスティックバイオレンスの支援策—シェルターによる支援体制」『大阪体育学健康福祉学部紀要』6号、2009年、13~29頁。

(8) 橋本理「労働統合型社会的企業とは何か—欧米の動向と日本への示唆」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、4~7頁。

(9) 松本典子「日本における労働統合型社会的企業の傾向と類型」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、8~10頁。

(10) 吉中季子「労働統合型社会的企業としてのホームレス関連団体の現状と課題」『連合総研レポート(DIO)』250号、2010年6月、12~13頁。

(11) 松本典子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業—台湾の事例」『協同の発見』222号、2011年1月、18~22頁。

(12) 橋本理「『労働統合型社会的企業』論の展開—韓国の事例から」『関西大学社会学部紀要』42巻3号、2011年3月、83~102頁。

2. 学会発表

(1) 松本典子・橋本理・吉中季子「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の役割と課題」日本NPO学会第12回年次大会(立命館大学)、2010年3月13日

(2) 松本典子「社会的企業研究の現代的意義」日本経営学会関東部会7月例会(駒澤大学)、2009年7月25日

(3) 松本典子、Social Enterprises of and for Women: the Case of Japanese Workers' Collective、International Conference on

Women and Economic Alternative (Busan ,
Korea)、2009年10月30日

(4) 橋本理「ワーク・インテグレーションに
取り組む事業組織の動向と課題」日本協同組合
学会第29回大会(酪農学園大学)、2009年9
月13日

(5) 橋本理、An Inquiry into the Social
Dimensions of Management: Research notes on
Social Enterprises and Corporate Social
Responsibility in Japan、The 6th
International Society for the Third Sector
Research Asia Pacific Regional Conference
(Howard International House Taipei,
Taiwan)、2009年11月3日

(6) 松本典子「ワーク・インテグレーション
に取り組む社会的企業の現状」日本比較経営学
会第35回全国大会(日本大学)、2010年5月
15日

(7) 松本典子「ソーシャル・エンタープライ
ズによる地域雇用の創出」日本経営学会第84
回大会(ワークショップ)(石巻専修大学)、2010
年9月4日

(8) 松本典子「社会的企業研究の現代的意義」
日本経営学会第84回大会(自由論題報告)(石
巻専修大学)、2010年9月4日

G. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

(資料1) 日本におけるインタビュー対象団体一覧

* ホームレス支援団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動・事業内容	活動形態
あうん	企業組合	東京都荒川区 東日暮里	リサイクルショップ事業、 便利屋事業、など ※詳細は、本誌の吉中論文 を参照	協同・起業型
さなぎ達	NPO 法人	神奈川県横浜市 中区寿町	さなぎの家 (憩いの場、衣 料・日用雑貨の提供)、さな ぎの食堂の運営、など	支援型 雇用型
自立支援サポート センターもやい	NPO 法人	東京都新宿区 新小川町	入居支援、生活相談支援、 など	支援型
自立支援センター ふるさとの会	NPO 法人	東京都台東区	自立支援センター事業、宿 泊所事業、訪問介護事業、 就労支援事業、など	支援型 雇用型
日本労働者協同組 合連合会センター 事業団	NPO 法人	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関 連事業等	支援型 協同・起業型
釜ヶ崎支援機構	NPO 法人	大阪府大阪市 西成区	就労機会提供、就労自立サ ポート事業、福祉・生活・ 健康サポート事業、寝場所 提供事業、など	支援型 雇用型
北九州ホームレス 支援機構	NPO 法人	福岡県北九州市 八幡東区	炊き出し、物資支援、保険・ 医療支援、相談支援、自立 支援住宅事業、就労支援、 保証人確保支援、など	支援型
ささしま共生会	NPO 法人	愛知県名古屋市 昭和区	炊き出し、生活相談、デイ ケア事業、住居提供、など	支援型
プロミスキーパー ズ	NPO 法人	沖縄県	社会的弱者、ホームレス、 母子寡婦への支援、エデ ン・ハウスで生活をしてい る人々の雇用育成と自立の 為の資金作り、エコ、リサ イクルなどの資源再利用、 など	支援型

*障害者支援団体

団体名	法人格	事務所所在地	主な活動内容	活動形態
愛知高齢者協同組合	生活協同組合	愛知県	高齢者のケア、障害者の生活支援など	協同・起業型
一麦会（麦の郷）	社会福祉法人	和歌山県	クリーニング事業、菓子・パンの製造・販売など	雇用型
エル・チャレンジ	事業協同組合	大阪府大阪市北区	就労体験、就労支援、など	支援型 雇用型
おおつ働き・暮らし 応援センター	任意団体	滋賀県大津市	共働事業所づくり、研究会の実施、政策提言、など	支援型
きょうされん	任意団体	東京都中野区	障害者の就労支援・生活支援、など	支援型
共同連	NPO 法人	滋賀県大津市	社会的事業所制度づくり、国際交流会・研究会の実施、政策提言、など	支援型
くるみ会	社会福祉法人	愛知県	コンポスト事業、植物生産事業など	雇用型 協同・起業型
ココ・ファーム・ワイナリー	有限会社	栃木県足利市	ワインの製造・販売など	雇用型
中小企業家同友会 （障害者部会）	任意団体	東京都豊島区	中小企業の支援	支援型
日本労働者協同組合 連合会センター 事業団	任意団体 NPO 法人 企業組合	東京都豊島区 池袋	施設管理関連、緑化、食関連事業等	支援型 協同・起業型
武蔵野千川福祉会 （チャレンジャー）	社会福祉法人	東京都武蔵野市	ダイレクトメールの封入封緘作業、ノベルティグッズの箱詰め作業、など	雇用型
ヤマト福祉財団	財団法人	東京都中央区 銀座	スワンパーカリー事業、クロネコメール便事業、就労移行支援事業、など	雇用型 支援型
ワーカーズ・コレクティブ協会	NPO 法人	神奈川県横浜市	就労支援、コミュニティキッチンぼらん運営事業、調査研究・講座企画開催事業、など	支援型 協同・起業型
わっぱの会	NPO 法人	愛知県	共働事業所づくり、パン・洋菓子の製造・販売、リサイクル事業、就労支援など	支援型 雇用型

(資料2) インタビュー調査依頼書

2010年 月 日

〇〇〇
〇〇様

駒澤大学経済学部
専任講師 松本 典子

訪問インタビュー調査のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私たちは2009年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）の助成を受け、「ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の機能条件と支援政策に関する研究－就業支援と雇用促進の日本型モデル構築の基礎分析」を進めております。そのため、今回は〇〇〇における就労支援の現状や課題について訪問インタビュー調査させて頂きたく、お電話でお願いいたしました次第です。

具体的には下記のように、訪問させていただきたいと考えております。ご多忙のところとは存じますがよろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 日時：

2010年 月 日 () 時～ 時

2. 場所：ご指定ください。

3. 質問項目

具体的には以下の点についてお伺いしたいと考えております。

- ・貴団体の概況（設立の沿革と現状）
- ・他団体とのネットワーク
- ・貴団体に求められる支援システム（補助金や助成の活用状況等）
- ・貴団体独自の取り組み
- ・今後の課題と展望

※以上に関連する資料をご提示・ご提供いただければ幸いです。

4. 研究組織

*研究代表者

松本 典子 （駒澤大学経済学部講師）

*研究分担者

西村 万里子（明治学院大学法学部教授）

橋本 理 （関西大学社会学部准教授）

吉中 季子 （大阪体育大学健康福祉学部講師）

【連絡先】

駒澤大学経済学部現代応用経済学科 専任講師 松本典子

〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-23-1

(TEL) 03-3418-9674 (FAX) 03-3703-6046

(E-mail) ten@komazawa-u.ac.jp

(資料3) インタビュー項目

1. 組織の設立経緯・背景・活動の概況

- (1) 組織の歴史と現状
- (2) 主たる事業について（上部団体がある場合にはその団体との関係など）
- (3) 事業における就労や雇用の場の提供（ワーク・インテグレーション）の位置づけは？
- (4) ワーク・インテグレーションに取り組むきっかけ
- (5) 活動の対象地域
- (6) 参加[ガバナンス]のあり方（労働者の議決権や会議への参加など）

2. ワーク・インテグレーションの対象となる当事者について

- (1) 数（現在の数、累計）
- (2) 属性
- (3) 職業（仕事）の内容および訓練の方法
 - ①仕事の種類、雇用形態（「常用雇用」か、「期間の定めのある雇用」か）
 - ②訓練のあり方（OJTか、定型的な訓練か）
 - ③平均労働時間（週あたり）
 - ④仕事への関わり方（参加のあり方）
- (4) 地位（Status of the workers in integration）、待遇および賃金
 - ①雇用か、訓練生か
 - ②最低賃金以上か、時給・月収はいくらか、評価・手当・賞与など

3. 資源（資金調達）の方法、活用している施策、依拠している制度など

- (1) バックアップの体制（関連する団体があるか）
- (2) 福祉施策（雇用助成金、各種補助金など）

Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
松本 典子 ・西村 万里子 ・橋本 理 ・吉中 季子	ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題—障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に	駒澤大学 経済学論集	41巻3号	45～80頁	2010年 3月
松本 典子	日本におけるワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の現状—(財)ヤマト福祉財団の事例から	協同の発見	209号	42～46頁	2009年 12月
橋本 理	ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ(WISE)とは何か—その背景、研究動向と課題	協同の発見	209号	33～41頁	2009年 12月
吉中 季子	母子世帯と社会的セーフティネット—母子世帯の実態調査からの一考察	労働調査	2010年 5月号	24～34頁	2010年 5月
橋本 理	労働統合型社会的企業とは何か—欧米の動向と日本への示唆	連合総研レポート(DIO)	250号	4～7頁	2010年 6月
松本 典子	日本における労働統合型社会的企業の傾向と類型	連合総研レポート(DIO)	250号	8～10頁	2010年 6月
吉中 季子	労働統合型社会的企業としてのホームレス関連団体の現状と課題	連合総研レポート(DIO)	250号	12～13頁	2010年 6月
吉中 季子 (和田謙一郎と 共著)	母子家庭に対する就労支援にかかわる一考察—シングルマザーの就労・自立への途—	四天王寺大学 紀要	50号	159～166 頁	2010年 9月
松本 典子	ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業—台湾の事例—	協同の発見	222号	18～22頁	2011年 1月
橋本 理	「労働統合型社会的企業」論の展開—韓国の事例から	関西大学 社会学部紀要	42巻3号	83～102頁	2011年 3月

Ⅲ. 研究成果の刊行物・別刷

【論説】

ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題 ―障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に*

The Case Studies of Work Integration Social Enterprise in Japan

松本典子・西村万里子・橋本理・吉中季子

目次

1. はじめに	
1.1 ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズという概念	
1.2 本稿の目的	
2. 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合センター事業団の取り組み	
2.1 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合センター事業団の概要	
2.2 センター事業団の事例① 自立支援センターまめの樹	
2.3 センター事業団の事例② 奈良西事業所	
2.4 センター事業団の事例③ 文京緑化事業所	
3. ワーカーズ・コレクティブの取り組み	
3.1 ワーカーズ・コレクティブの概要	
3.2 ワーカーズ・コレクティブの事例	
4. 社会的事業所の取り組み	
4.1 NPO 法人共同連の共働事業所運動・社会的事業所制度作り	
4.2 滋賀県社会的事業所制度とその事例	
5. 企業組合あうんおよびNPO 法人さなぎ達によるホームレス支援事業	
5.1 ホームレス支援の現状	
5.2 企業組合あうん	
5.3 NPO 法人さなぎ達	
6. おわりに	
キーワード：ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ （労働統合型社会的企業）、就労、雇用、障害者、ホームレス	

1. はじめに

1.1 ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズという概念的企業(social enterprise)という概念に、研究者および実践家双方からの関心が高まっている。この概念には多種多様な意味合いが含まれており、日本では各論者の関心に即して様々な次元での議論が交わされている段階にあるが、いずれにしても日本の社会的企業論の多くは、米国およびヨーロッパの研究に依拠するものを中心となっている。だが、最近では、韓国において2006年に社会的企業育成法が成立したこともあり、アジア諸国間でも社会的企業という概念への注目が高まっている。このことは、多くの国々において社会的企業という概念を用いた議論が有効であるという認識が強くなっていることを意味している。しかし、社会的企業という概念を用いてどのような意図のもとで何を明らかにしようとしているのかについて共通の認識があるわけではなく、社会的企業論の意義と課題を改めて検討することが求められている状況がある¹⁾。

ところで、本稿が主要な対象とするワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズ (work integration social enterprise：以下、WISEと表記) という概念は、ヨーロッパの社会的企業の研究ネットワークであるEMES (L'Émergence des Enterprise Sociales en Europe) によって論じられてきたものである。同ネットワークは、社会的企業が果たす役割として社会的排除の克服をあげており、その主要な活動分野として「対人社会サービス」と「労働統合」(work integration)の2つをあげている²⁾。そして、後者の活動に取り組みする事業組織がWISEと称され、その定義や活動の現状をめぐった議論がヨーロッパ諸国間の国際比較もなされながら進められている。

EMES ネットワークに属するダヴィステールらは、WISEとは「労働市場において深刻な困難を経験したことのある人々が、WISE それ自体もしくは一般の企業内で職業を通じた統合を実現することを主な目的とする自立した経済主体」と説明している³⁾。そしてWISEの事業領域としてヨーロッパにおいて最も一般的なものとしては、単純労働（建築や大工仕事など）、廃品回収やリサ